

水害時における一時避難場所としての使用に関する協定

向日市（以下「市」という。）と三菱電機株式会社京都製作所（以下「事業所」という。）は、集中豪雨などにより桂川の水位が上昇し、越水や堤防の決壊等による大規模な浸水が市内に発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）における避難者の一時受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水害時に避難が必要になった者に対し、市が、第3条に規定する施設を一時避難場所（以下「避難場所」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所開設の要請）

第2条 市は、水害時において避難場所を開設する必要があると認めるときは、事前に事業所に対し、様式第1号により、避難場所開設を要請するものとする。ただし、文書を持って要請することができない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 事業所は、市から前条の規定により避難場所開設の要請があったときは、特段の理由がない限り、以下の施設を市の責任において使用することを承認するものとする。なお、開設時期については、原則として市又は事業所の職員の体制が整ってからとする。

避難場所として使用する施設及び付帯設備

京都府長岡京市馬場岡所1番地

三菱電機株式会社京都製作所内

（避難場所の運営）

第4条 この協定に基づく避難場所の運営は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所における避難者については、市が市の現場責任者を通して支援するものとする。
- (2) その他避難場所の運営について必要な事項は、市と事業所が協議の上、市が実施するものとする。

（受入れ場所）

第5条 避難場所として開設する施設は、以下のとおりとし、他の施設については使用しないものとする。

社員食堂棟の2階

但し、食堂2階の机・椅子・エアコン・水道・食堂1階トイレ等の付帯設備については使用を認める事とする。

（開設期間）

第6条 避難場所の開設期間は、第2条の開設から気象警報等が解除され被害の恐れがなくなるまでの間とする。

（避難場所解消への努力）

第7条 市は、事業所の業務に支障を来たさないようにするため、早期に事業所の業務が再開できるよう、避難場所の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

第8条 市は、避難場所の運営を終了するときは、事業所に対し様式第2号により、その旨を報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 避難場所を開設したことに伴い発生した経費については、平常時の費用等を参考にしながら、市と事業所が協議のうえ、市は水害に起因する経費分を事業所に支払うものとする。

2 所要経費の算出に当たっては、避難場所開設時の当該地域での物価指数などを基準とし、市と事業所が協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第10条 第4条の規定による避難場所の開設、運営上において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、事業所の報告によりその損害に応じた費用を市が負担するものとする。

2 避難者の施設内で発生した事故等に対する責任を事業所は負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1箇月前までに、市又は事業所いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市と事業所が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、市及び事業所が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 1月 5日

京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

京都府長岡京市馬場図所1番地
三菱電機株式会社京都製作所所長